

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年7月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

厚生年金保険関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500108号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500033号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成20年3月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成20年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年3月31日

A社に勤務した請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「個人別賃金台帳」及び「賞与諸控除明細」により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500109号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500034号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成20年3月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成20年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年3月31日

A社に勤務した請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「個人別賃金台帳」及び「賞与諸控除明細」により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500110号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500035号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成19年6月25日及び平成20年3月31日の標準賞与額をそれぞれ150万円に訂正することが必要である。

平成19年6月25日及び平成20年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年6月25日及び平成20年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年6月25日
② 平成20年3月31日

A社に勤務した請求期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。また、請求期間②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「個別賃金台帳」、「個人別賃金台帳」及び「賞与諸控除明細」により、請求者は、請求期間①及び②に賞与を支給され、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、それぞれ150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないこと及び請求者の請求期間②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことを認めている上、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500111号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500036号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成19年6月25日及び平成20年3月31日の標準賞与額をそれぞれ150万円に訂正することが必要である。

平成19年6月25日及び平成20年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年6月25日及び平成20年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年6月25日
② 平成20年3月31日

A社に勤務した請求期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「個人別賃金台帳」及び「賞与諸控除明細」により、請求者は、請求期間①及び②に賞与を支給され、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、それぞれ150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500112号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500037号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成20年3月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成20年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年3月31日

A社に勤務した請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「個人別賃金台帳」及び「賞与諸控除明細」により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1500113 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1500038 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 19 年 6 月 25 日及び平成 20 年 3 月 31 日の標準賞与額をそれぞれ 150 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 6 月 25 日及び平成 20 年 3 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 6 月 25 日及び平成 20 年 3 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 25 日
② 平成 20 年 3 月 31 日

A 社に勤務した請求期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された「個人別賃金台帳」及び「賞与諸控除明細」により、請求者は、請求期間①及び②に賞与を支給され、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額 (150 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、それぞれ 150 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500114号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500039号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成20年3月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成20年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年3月31日

A社に勤務した請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「個人別賃金台帳」及び「賞与諸控除明細」により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500115号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500040号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成20年3月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成20年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年3月31日

A社に勤務した請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「個人別賃金台帳」及び「賞与諸控除明細」により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500124号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500041号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成19年6月25日及び平成20年3月31日の標準賞与額をそれぞれ150万円に訂正することが必要である。

平成19年6月25日及び平成20年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年6月25日及び平成20年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年6月25日
② 平成20年3月31日

A社に勤務した請求期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「個人別賃金台帳」及び「賞与諸控除明細」により、請求者は、請求期間①及び②に賞与を支給され、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、それぞれ150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500184号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500042号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事務所(現在は、B事務所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年6月30日から同年7月1日まで
A事務所に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。昭和63年6月30日に同事業所を退職した証明書を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出された退職証明書及び昭和63年分給与所得の源泉徴収票により、請求者が請求期間において、A事務所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B事務所の事業主は、最近では、平成20年及び平成26年に退職者が発生したが、これらの者について、厚生年金保険の資格喪失日を月末として届出しており、請求期間当時の事業主である父も同様の取扱いを行っていたと考えられることから、資格喪失日を月末とする請求者の現在の記録は正しく、昭和63年6月分の保険料は控除していないと考えられる旨陳述している。

また、請求者から提出された昭和50年10月分の最初の給料支払明細書によれば厚生年金保険料は控除されておらず、同年11月分の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることから、請求者に係る保険料控除方式は翌月控除であったことがうかがえるところ、請求者から提出された昭和63年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額は、昭和62年12月分から昭和63年5月分までの6か月分に相当する厚生年金保険料であると考えられ、昭和63年6月分の保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500156号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500043号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年8月16日から昭和47年12月25日まで
昭和43年8月から、C区にあったA社に住み込みで勤務していた。事業主より「税理士に相談して年金を差し引くようになった。」と伝えられ、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主の回答から、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、請求期間に厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同社の事業主は、同社は請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしておらず、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、オンライン記録により、A社の事業主が同社の厚生年金保険の被保険者となったのは、同社が厚生年金保険の適用事業所になった日と同日の平成8年12月1日であり、請求期間の始期においては、他の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、請求期間のうち、ほとんどの期間に国民年金保険料の納付記録が確認できる。

さらに、請求者が一緒に勤務したと記憶している同僚二人は、連絡先が不明であり、これらの者から、請求者の請求期間に係る勤務実態及びA社における請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500102号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年7月15日

年金事務所からのお知らせにより、A社における平成15年7月の賞与の記録がないことを知った。振込額が確認できる銀行通帳の写しを提出するので、請求期間の標準賞与額の記録として、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写しによれば、振込元の名称及び振込みの名目は不明ながら、平成15年7月15日に1万3,000円の振込みが確認できる。

しかしながら、年金事務所が保有するA社に係る平成15年7月の被保険者賞与支払届によれば、請求者の賞与額欄に金額の記載がないことから、上記振込みが賞与であることを確認することができない。

また、A社は、既に適用事業所でなくなっており、同社の人事記録を継承するB社は、請求期間当時の資料の保存がなく、請求者の賞与支給の有無等については不明である旨回答している。

さらに、請求者は、A社との間では賞与の取決めがない雇用契約であった旨陳述している。

加えて、請求者は、請求期間に係る賞与支給明細書を保有していないことから、上記振込みが賞与であったとしても、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。